

平成 25 年度九州地域自転車トラック競技大会

第 46 回九州地域自転車道路競走大会

実 施 要 項

- 1 主 催 九州自転車競技連盟
- 2 主 管 大分県自転車競技連盟
- 3 後 援 (公財) JKA (公財) 日本自転車競技連盟 九州高等学校体育連盟
(公財) 大分県体育協会 大分県教育委員会 別府市 大分市
大分合同新聞社 大分県高体連自転車競技専門部
- 4 期 日 平成 25 年 10 月 12 日 (土) ~ 13 日 (日) トラック・レース, 14 日 (月) ロード・レース
- 5 場 所 トラック・レース: 別府競輪場 (周長 400m) 大分県別府市亀川東町 1-36
ロード・レース: 平成森林公園特設コース 大分県大分市大字荷尾杵 1097-26
- 6 種 目 男 子 (1) 1km タイムトライアル
(2) スプリント
(3) ポイント・レース
(4) ケイリン
(5) スクラッチ
(6) 4km 速度競走
(7) チーム・パーシュート
(8) チーム・スプリント
(9) 個人ロード・レース
女 子 (1) 500m タイムトライアル
(2) スプリント
(3) 2km インディヴィデュアルパーシュート
(4) 個人ロード・レース
- 7 日 程 (予定)
平成 25 年 10 月 12 日 (土) 【別府競輪場】

09:00 指定練習
11:00 監督会議 (別府競輪場)
12:30 開会式
13:00 トラック競技

平成 25 年 10 月 13 日 (日) 【別府競輪場】

07:00 指定練習
09:00 トラック競技
15:00 トラック表彰・閉会式

平成 25 年 10 月 14 日 (月) 【平成森林公園】

08:30 ロード受付
09:30 ロード競技
11:30 ロード・総合表彰・閉会式



- 8 参加資格 平成25年度(公財)日本自転車競技連盟登録者であること。
- 9 参加人員 男子 各県監督1名, 各県選手20名以内
トラック競技: 個人種目は各県一種目5名以内(1人2種目まで)
※チームパーシュート・チームスプリントは, 各県各種目1チームまで
ロード競技: 各県15名以内
女子 各県監督1名, 各県選手20名以内
トラック競技: 個人種目は各県一種目5名以内(1人3種目まで)
ロード競技: 制限なし
- 10 競技規則 (公財)日本自転車競技連盟競技規則に準拠し, 監督会議の申合わせ事項に則って行う。
- 11 競技成績 各種目とも, 1位9点, 2位7点, ……以下7位2点, 8位1点の得点を与える。ただし同順位の場合は, 採点方法 その順位を共有し次の順位を空位とする。なお, 得点は, 次の順位のものに加え当該都道府県で等分する。総合成績は男子種目の合計点で, 得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。
- 12 表彰 男子 各種目1~3位に賞状とメダルを授与する。4~8位に賞状を授与する。
女子 各種目1位に賞状とメダルを授与する。2~3位に賞状を授与する。
- 13 参加料 トラック競技: 選手1名につき, 2000円
ロード競技: 選手1名につき, 2000円
※トラック, ロード共に参加する選手は, それぞれ受付時に支払うこと。
- 14 参加申込 所定の参加申込用紙に記入し, データを9月20日(金)必着で下記へご送付下さい。
参加申込用紙の電子データは下記アドレスへ申し込むこと。また, 正式参加申込書は会長印を押印後, 下記住所まで郵送すること。
〒874-0903 大分県別府市野口原3088-44
別府市立別府商業高等学校内 塚崎 邦 嗣 宛
E-Mail tsuka213@bs-h.oita-ed.jp
TEL 0977-24-1441 (代表) FAX 0977-22-3186 携帯 090-3323-7031
- 15 宿泊申込 所定の宿泊弁当申込用紙でお願いいたします。(1泊2食付7, 500円予定, 弁当代600円予定)
《予定宿舎》亀の井ホテル別府店 〒874-0936 別府市中央町5番17号 TEL:0977-22-3301
- 16 その他 ○参加者は2013年度有効のライセンスを受付時に提出すること。
○参加選手は健康保険証を持参すること。
○参加者は各自でスポーツ安全協会等の保険に加入すること。
○大会期間中の疾病・傷病については当事者の責任となる。また, 競技中の傷病については応急処置は行なうが, 病院等での治療は, 初診より当事者の負担とする。
○JCF公認ヘルメットの使用を義務付ける。
○TT用ヘルメットの使用については以下の種目(1kmTT, 500mTT, 4kmTP, TS)に限定する。
○競技者は都道府県(または所属チーム)ジャージを着用すること。
○表彰式等の服装は, 競技規則第26章による。
○弁当については所定の宿泊弁当申込用紙で申し込んで下さい。